

○ 総務文教分野

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 総務省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	2 無投票当選における選挙公報の発行について		
提案市	須坂市		
提案要旨	市町村議会議員又は市町村長の選挙における無投票当選時でも選挙公報の発行を義務付けるよう、公職選挙法の改正を要望する。		
提案理由	無投票当選時でも選挙公報の発行を義務付けることにより、有権者が立候補者の公約を知る機会の確保をするとともに、有権者・立候補者双方で政策実現のチェックリストとなり、緊張感をもって政策を実行することができる。 政治活動として公約を周知する手段もあるが、これを行うかどうかは立候補者の随意に委ねられていることから、公職選挙法において無投票当選時でも選挙公報の発行を義務付けるよう法の見直しを要望したい。		
現況及び課題等	公職選挙法第 171 条（選挙公報の発行を中止する場合）の規定により、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙において無投票当選となった場合は選挙公報発行の手続は、中止するとされており、選挙公報は発行できず、有権者・立候補者双方にとって公約等を知る・知らせる機会の喪失となっており、さらには政治への無関心、社会への無関心につながることで憂慮される。		
関係法令	公職選挙法		